

多摩川のリネン布を使用した流水中の放射性核種調査

2015～2017 年の経過報告

放射線取扱主任者 伊藤教行

(NPO 法人 R.I.La + たまあじさいの会多摩川調査チーム)

1、調査のあらまし

NPO 法人 R.I.La とたまあじさいの会と多摩川流域の協力者達で、リネン布を流水に浸漬する方法で、多摩川の水中に含有する放射性核種を捕獲し、NPO 法人市民放射能監視センター「ちくりん舎」のゲルマニウム半導体検出器によって測定しています。この調査の目的は、2011年の福島原発事故による多摩川全流域の放射能汚染のメカニズムを解明し、ホットスポットの特定と、結果の開示広報です。そのことで、多摩川流域を利用し、生活の場としている方々に注意を喚起し、特に子供達の健康被害を未然に防止することです。

<実施した調査内容について>

(1) 調査を実施した地点

- ・ 上流部(多摩川源流部及び扇状地を形成しているエリア)：①一之瀬渓谷、②川井、
③羽村の堰、
④平井川合流、⑤秋川合流
- ・ 中流部：⑥昭島水再処理センター(排水口内並びに本流合流点)、⑦八王子水再生センター(排水口内)、
⑧浅川(多摩川合流点前)、⑨根川、⑩多摩市一の宮
- ・ 下流部：⑪砧、⑫⑬多摩川河口干潟(六郷橋下流川崎側の干潟
二か所)



(2) 調査方法

(2)-1、リネン布の設置箇所特定の事前調査

- ・ 現場の水量、河川敷の状況を調査し、リネン布を設置する箇所の特定をする。

(2)-2、調査の実施法

- ・ 写真のようにリネン布を固定用器具に装着し、流れに浸漬 固定する。、
- ・ 3日間（72時間）の浸漬後、リネン布を回収し、24時間乾燥させる。
- ・ 乾燥した検体をゲルマニウム半導体検出器で放射性核種の測定をする。

(3) 測定結果

測定日：2017年8月19日設置、8月22日回収過去のデータとの比較を記載する。2017年夏のデータは、すでにCS134が半減期を過ぎて全く検出できていない為に、CS137のみの比較としたが、相対的には高くなっていることに注目。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
単位:Bq/kg	一ノ瀬	川井	羽村	平井川合流	秋川合流	昭島放水路	八王子放水路	浅川	根川	一の宮	砧	あしの原	沖の岸
2015年10月	0.0	0.0	1.1	1.0	2.3	7.7	49.7	10.5			19.6		
2016年1月	0.6	0.0	2.8	4.2	5.8	2.8	5.3	2.0	6.5	4.3	1.8		
2016年8月	1.2	0.0	12.0	12.0	14.0	6.1	20.0		7.1	37.0	4.6	14.0	7.1
2017年1月	1.7	1.8	2.9	3.8	4.0	3.1	4.7	1.6	2.3	6.3	3.4	1.9	3.8
2017年8月	1.7	1.8	7.7	2.9	6.1	11.2		2.7	2.5	11.4	4.0	14.9	9.1
													13.0

【多摩川全流域の測定地点地図】



＜調査結果から導き出せる考察＞

調査結果を過去のデータとの比較すると、上流から下流に行くに従って、明らかに水中の放射性セシウムの含有量が増えていることが見て取れます。私共は従前の調査より、多摩川における福島第一原発事故由来の放射性核種の水質内への流入について、上流部に関しては福島第一原発事故当時の放射性プルームによる放射性核種の降下量が多く、汚染が強かった源流部の土壤の影響、並びに上流部に多く生息する落葉樹の落ち葉の流入による影響、そして中流部以降に関しては、水再処理センター排水による市街地の雨

水の流入による影響、特に八王子水再処理センターにおいては、多摩地域ほぼ全域のごみ焼却灰が搬入される、日の出町エコセメント工場の排水が量入していること等の影響が大きいと想定していました。

しかし、水再処理センターの排水においては、測定の時期や雨水の流入などによってその変動量が大きく、測定値も影響されることが判明いたしました。

また、各年度の調査地点データにおける最も放射性セシウム検出濃度の高かった地点が、経緯と共に下流のポイントに移行していることも確認できます。この結果が経時変化による移動なのかどうかについても今後の調査課題としてあげられます。



2017年6月30日に初公判を迎えた「福島原発刑事訴訟」。東京電力の勝俣恒久元会長、武黒一郎元副社長、武藤栄元副社長の3氏が被告のこの刑事裁判は、今年に入り午前10時～午後5時までという長丁場が、何日も続きます。私は、何度も様々な裁判傍聴を行っていますが、普通、傍聴券の抽選が必要な裁判(傍聴希望者が多い場合、傍聴券は抽選となります)では、公判が始まる30～45分前に傍聴券の配布が始まり、配布し終えたところで抽選、当選者は即入場となります。それなのに、この福島の訴訟では、傍聴券が配布されるのが午前8時20分～9時まで。10時からの公判開始より1時間も前に抽選が行われます。福島から8時20分までに東京地裁に到着するには、一体何時に福島を発てばいいのか？嫌がらせとしか思えませんでした。

しかし、なぜ1時間も前に傍聴券の抽選をするのか、その理由が先日(2月28日)第4回公判の傍聴に参加させて頂いてわかりました。そもそも地裁に入る際、私たち一般入場者は入り口に入ったところで、空港のような手荷物検査と人体チェック(機械の間を通る)を受けます。それなのに、福島原発刑事訴訟の傍聴人は、法廷に入る前に、筆記用具と必需品(携帯などは一切持ち込み禁止)以外の手荷物全部を預けさせられます。その後、金属探知機で全身をチェックされ、その後全身をくまなく触られるボディチェックも受けなければなりません。これほど厳重な傍聴人チェックは、初めての体験です。

聞くところによると、地下鉄サリン事件の麻原彰晃被告の裁判以来との事。サリン事件の裁判ではオウム真理教の信徒の傍聴に厳重を極めたのでしょうか、今回は、被告の東京電力関係の傍聴者ではなく、原告である福島の被害者に対する厳重チェックでは無いか？と思えてなりません。裁判で、東京電力の責任を追及したいと願う被害者やその支援者が、何か事を起こすとでも思っているのでしょうか？これは、原告いじめとしか思えません。こんなことがまかり通るこの国、おかしいでしょ？

と思っていたら、やっぱり出てきた森友学園の財務省の文書偽装に文科省の前川前事務次官の講演会に対する事情聴取(?)問題。この国はやっぱりおかしい！！(島)

